

ニセ電話詐欺対策機器普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、うきは防犯協会（以下「防犯協会」という）が、高齢者に対するニセ電話詐欺の未然防止の取組みとして、予算の範囲内でニセ電話詐欺対策機器普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ニセ電話詐欺 電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称。
- (2) ニセ電話詐欺対策機器（以下「機器」という。） ニセ電話詐欺を防止するための固定電話機又は電話機に取り付けることが可能な機器であって、次の機能をすべて有するものとする。
 - ア 事前警告機能 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能
 - イ 自動録音機能 通話内容を自動で録音する機能
- (3) 協力電器店 第5条の規定により決定した事業者をいう。

(協力電器店の登録対象者)

第3条 協力電器店の登録申請することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、高齢者に対し機器の普及に努める者
- (2) 久留米市に主たる事業所を有している事業者（法人又は事業を営む個人）
- (3) 次のいずれにも該当しない者（法人にあつては、その役員を含む）
 - ア 暴力団員（暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）
 - イ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ウ その他公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがある等の理由により、不相当と認められる者

(協力電器店の登録申請)

第4条 協力電器店の登録申請をしようとする者は、協力電器店登録申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

(協力電器店の登録決定)

第5条 うきは防犯協会会長（以下「会長」という。）は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助対象事業申請者を協力電器店として決定する。

2 会長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(協力電器店の登録取消し等)

第6条 会長は、前条の規定による決定の後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 協力電器店から、登録の取消しの申し出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、協力電器店の登録決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助対象事業を適切に行うことができないと会長が認めたとき。
- (5) 防犯協会の信用を傷付け又は不名誉となるような行為を行ったものと会長が認めたとき。

2 会長は前項の規定により登録を取り消したときは、すみやかに協力電器店登録取消決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付の対象となる者は、第5条の規定による決定を受けた協力電器店とする。

(補助対象事業)

第8条 補助金の交付対象となる事業は、協力電器店が、補助対象経費から補助金を控除した金額を対価として、機器を販売及び設置する事業とし、補助の額は別表1に定めるところによる。

2 協力電器店は、次の各号に掲げることを確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。

- (1) 機器を購入する者が、購入日において、久留米市に住所を有していること。
- (2) 機器を購入する者が、購入日において、満65歳に達していること。
- (3) 設置する機器は、全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話等であること。
- (4) 機器を購入する者又は同一世帯に属している者が、本事業により機器を購入していないこと。

3 協力電器店は、設置に際し、機器の設定を行ったうえで、購入する者に、機能、動作条件及び適切な使用方法について、説明しなければならない。

(交付申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 領収書又はその他の支払を証する書類の写し
- (2) 購入者の身分が明らかになる身分証等の写し
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は返還)

第11条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部若しくは一部を返還させることが出来る。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本事業により設置した、機器に関して、事業の趣旨に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は転売したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、会長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(防犯協会の免責)

第12条 防犯協会は、機器の故障や損壊等の購入後のトラブルに対して責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表1 (第8条第1項関係)

設置機器	補助金額
固定電話機	10,000円 ただし、設置に要した費用(消費税及び地方消費税を含む)が10,000円未満の場合は、その金額を上限とする。
後付け機器	5,000円 ただし、設置に要した費用(消費税及び地方消費税を含む)が5,000円未満の場合は、その金額を上限とする。

うきは防犯協会 会長 宛て

協力電器店登録申請書

ニセ電話詐欺対策機器普及促進事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、申請書に記載した代表者（法人にあっては、その役員を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないことを確認するため、下記の情報について福岡県うきは警察署に照会することを承諾します。

記

所在地	〒 久留米市		
フリガナ		印	
店名			
フリガナ			
代表者職氏名			
生年月日（性別）			
固定電話番号		Fax番号	
携帯電話番号		E-mail	

補助金振込先			
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		支店 支所
預金種別	1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄
口座番号	右詰めで記入		
フリガナ 口座名義			

(第2号様式)

年 月 日

殿

うきは防犯協会 会長

印

協力電器店登録取消決定通知書

ニセ電話詐欺対策機器普及促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記の理由により協力電器店の登録を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

取 消 理 由	
特 記 事 項	

(第3号様式)

年 月 日

うきは防犯協会 会長 宛て

住 所
商号又は屋号
代 表 者

補助金交付申請書兼請求書

ニセ電話詐欺対策機器普及促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、決定の上は、事前登録している振込先に補助金を振り込んで下さい。

ふりがな		生年月日	
購入者の氏名		T S	年 月 日生
購入者の住所	〒 久留米市		
防犯機器を設置した 電話機の電話番号	()		
購入機器 製造会社名		購入機器 型式	
補助申請額	円	設置に要した費用	円

購入者記入欄

- 上記内容（氏名、住所等）に誤りがないことを確認しました。
- 防犯機能が作動していることを確認しました。
- 使用方法について説明を受けました。
- 家族を含め、本事業の活用は初めてです。
- 後日、機器の防犯効果を検証するためのアンケートに協力します。
- 後日、機器の設置状況などを確認するために、防犯協会から電話することがあることを了承します。

令和 年 月 日

署名 _____

添付書類： 領収書等の写し 購入者の身分証等の写し